

議事要旨(5)「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の改正について

逆瀬副委員長（専門委員長）及び板橋専門研究員より、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（減損適用指針）の改正について、リース専門委員会での議論を受け、修正案が示された。なお、本適用指針の改正は、「企業結合に係る会計基準」や「リース取引に関する会計基準」（リース会計基準）とこれらの適用指針の制定又は改正に合わせ表現等を修正するものであるため、公開草案の手続きを経ずに公表する旨の説明があった。

主な修正点については以下の説明がなされた。

【リース会計基準関係】

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る貸借処理の廃止に伴う修正に関連して、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「固定資産の減損に係る会計基準」（企業会計審議会）について、貸借処理は既存分のリース取引に一部継続されるため、貸借処理をした場合の減損の処理方法は今後も必要であることや、リース会計基準の改定に伴う付随的な修正であること等を理由に、意見書及び会計基準は修正しないこととした。
- ・ リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によった場合の減損処理について、個々のケースによっては利息相当額に重要性があることもあり得るため、専門委員会の議論を踏まえ、減損時にリース資産に含まれる利息相当額を合理的に算出し、リース債務から控除することを認め（できる規定）、それ以後の利息相当額の配分は定額法によることを認めることとした（減損適用指針第 59-2 項）。

【企業結合、持分法会計関係】

- ・ 減損適用指針の中で使われている「連結調整勘定」、「連結調整勘定相当額」及び「営業権」という表現を「のれん」に改める等の字句修正を行うこととした。

説明の後、委員等からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

- ・ 減損適用指針第 93 項の「連結調整勘定」を「のれん」に改める修正について、「借方」または「貸方」ののれん、という表現が残っているが、のれんまたは負ののれんという表現とすべきではないかという意見があり、事務局からは修正を検討するとの回答があった。
- ・ 減損適用指針第 59-2 項について、「利息相当額の合理的な見積額」の算定方法として、リース債務に残存する利息相当額と、リース資産の未償却残高に残存する利息相当額のどちらを採用するかという質問があり、事務局からは、前者と考えられるため、修文を検討するとの回答があった。
- ・ 減損適用指針第 60 項の表題に「通常の」（貸借処理）が加わったが、本文への修正は不要か質問があり、事務局からは、リース会計基準の文言に合わせるため、本文も修正するとの回答があった。

以 上